

五島市建設関連業務委託共同企業体取扱要領
の運用に係るQ & A（暫定版）

平成26年4月

五島市財政課

《凡例》

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

【用語】

- 建設工事等・・・・・・・・建設工事及び建設関連業務委託（測量、設計及び調査等）
- 特定JV・・・・・・・・特定建設工事（建設関連業務委託）共同企業体
- 建設企業等・・・・・・・・建設工事及び建設関連業務を施工する許可業者
- 五島市要領・・・・・・・・五島市建設関連業務委託共同企業体取扱要領
- （様式1）協定書・・・・・・・・五島市建設関連業務委託共同企業体協定書

《目次》

1 共同企業体に関すること

(共同企業体の法的性格)

問1 共同企業体とは何ですか、また、その法的性格はどのようなものですか。 ..【5】

(共同企業体の形態)

問2 共同企業体の形態にはどのようなものがありますか。【5】

(共同企業体運用準則)

問3 共同企業体運用準則とはどのようなものですか。【6】

(共同企業体運用指針)

問4 共同企業体運用指針とはどのようなものですか。【6】

(共同企業体による施工のメリット)

問5 共同企業体により施工することのメリットは何ですか。【6】

(共同企業体として、認められない形態又は望ましくない形態)

問6 次の形態は、共同企業体として認められるのか。【7】

2 五島市建設関連業務委託共同企業体取扱要領に関すること

(第2 対象業務の範囲)

問7 共同企業体による業務は、どのように決定されますか。【8】

(第3 共同企業体の形態)

問8 市外業者においては、同種業務の請負実績を有する者とされていますが、
次の請負実績は含まれますか。【8】

- ① 五島市以外の公共機関や民間の発注業務等
- ② 共同企業体の構成員としての請負実績
- ③ 事業共同組合の組合員としての請負実績
- ④ 関連する工事の下請としての請負実績

問 9 構成員数を 2 者とした理由は何ですか。【 8】

(第 4 構成員の要件)

問 10 共同企業体の構成員になるための条件はどのようなものですか。 . . .【 8】

(第 5 技術者の配置要件)

問 11 技術者の配置の考え方はどのようなものでしょうか。【 9】

問 12 構成員の配置技術者を専任とした理由はどのようなものでしょうか。 .【10】

問 13 技術者の要件はどのようなものですか。【10】

(第 6 出資割合)

問 14 出資割合（比率）とはどのようなものですか。【11】

(第 7 代表者の選定)

問 15 共同企業体における代表構成員の役割はどのようなものですか。 . . .【11】

(第 8 共同企業体結成の方法)

問 16 共同企業体はどのように結成するのでしょうか。【11】

(第 9 共同企業体の届出)

問 17 協定書のほかに提出する書類はどのようなものですか。【12】

(第 10 資格審査)

問 18 資格審査はどのように行われますか。【12】

(第 11 存続期間等)

問 19 入札に参加したが落札できなかった場合、留意することはありますか。 ..【12】

(第 12 共同企業体との契約等)

問 20 共同企業体における契約書や委任状などの作成例、記載例はありますか。 【12】

3 共同企業体の運営に関すること

(混合入札)

問 2 1 単体企業と特定JVを対象とした混合入札は認められるのでしょうか。 ・【13】

(共同企業体協定書)

問 2 2 共同企業体協定書とはどのようなものですか。 ・ ・ ・ ・ ・ 【13】

(出資割合の変更)

問 2 3 出資割合(比率)は、契約締結後に変更することができますか。 ・ ・ ・ 【13】

(下請契約を締結する場合の業者決定手続き)

問 2 4 下請契約を締結する場合の下請業者の決定はどのように行えばよいのか。【14】

(準備委員会)

問 2 5 共同企業体の結成から運営委員会の開催までの間、どのような準備が必要となりますか。 ・ ・ ・ ・ ・ 【14】

(運営委員会)

問 2 6 運営委員会の位置づけと役割はどのようなものですか。 ・ ・ ・ ・ ・ 【14】

(事務所の設置)

問 2 7 共同企業体の事務所は五島市内に設置しなければなりませんか。 ・ ・ ・ ・ ・ 【15】

(共同企業体編成表)

問 2 8 共同企業体編成表は必ず作成しなければなりませんか。 ・ ・ ・ ・ ・ 【15】

(参考資料)

問 2 9 共同企業体に関する資料はどのようなものがありますか。 ・ ・ ・ ・ ・ 【15】

1 共同企業体に関すること

(共同企業体の法的性格)

問1 共同企業体とは何ですか、また、その法的性格はどのようなものですか。

【答】

共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）とは、複数の建設企業等が、一つの建設工事等を共同で受注、施工することを目的として形成する事業組織体のことを言います。

なお、共同して事業を行うことの合意そのものは、共同企業体の構成員間の契約（「共同企業体協定書」）にほかならないので、共同企業体は、各構成員間の契約関係から生ずる人的結合関係（団体の一種）であるといえることができます。また、その法的性格は、法人格なき団体であり、民法上の組合の一種であると解されています。

(共同企業体の形態)

問2 共同企業体の形態にはどのようなものがありますか。

【答】

共同企業体の形態は、その活動目的の違いにより次のとおり区分されます。

① 特定建設工事（建設関連業務委託）共同企業体（特定JV）

大規模かつ技術的難度の高い建設工事等の施工に際して、技術力等を集結することにより建設工事等の安定的施行を確保する場合など、建設工事等の規模や性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に、建設工事等ごとに結成する共同企業体

② 経常建設工事（建設関連業務委託）共同企業体（経常JV）

中小、中堅建設企業等が、継続的な協力関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化する目的で結成する共同企業体

③ 地域維持型建設工事（建設関連業務委託）共同企業体（地域維持型JV）

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業等が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
また、共同企業体の施工方式の違いにより次のとおり区分されます。

① 甲型共同企業体＝共同施工（請負）方式

全構成員があらかじめ定めた出資割合（例えば、A社70%、B社30%）に応じて資金、人員等を拠出して、いわば混然一体となって建設工事等を施工する方式

② 乙型共同企業体＝分担施工（請負）方式

各構成員間で、共同企業体の請け負った建設工事等をあらかじめ分担し、各構成員は、それぞれの分担した建設工事等について責任をもって施工する方式

ただし、五島市要領においては、その目的である「市内業者の技術向上」、「市内業者の育成及び経済的地位向上」を達成するため、特定建設関連業務委託共同企業体（特定JV）による共同施工（請負）方式の形態に限定して定めています。

（共同企業体運用準則）

問3 共同企業体運用準則とはどのようなものですか。

【答】

国において、発注者が共同企業体運用基準を策定するにあたり、最低限準拠すべきとされる基準を定めたものです。

（共同企業体運用指針）

問4 共同企業体運用指針とはどのようなものですか。

【答】

問2の共同企業体運用基準は、主として発注者と共同企業体の関係に着目して、適切な共同企業体運営のあり方を示すものですが、共同企業体運用指針は、共同企業体が構成員の信頼と協調のもとに円滑に運営されるための合理的ルールとして、共同企業体の施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営方法に係る指針を国が定めたものです。

（共同企業体による施工のメリット）

問5 共同企業体により施工することのメリットは何ですか。

【答】

共同企業体による施工のメリットとしては、次のようなものが揚げられます。

- ① 信用力・融資力の増大（資金負担の軽減）
- ② 危険（リスク）の分散
- ③ 技術力の強化・拡充、経験の増大
- ④ 工事等施工の確実性

逆に、共同企業体によるデメリットとしては、次のようなものが揚げられます。

- ① 不良・不適格業者の建設工事等への参入
- ② 実際に共同施工が行われない場合がある（いわゆる「ペーパーJV」）
- ③ 施行の非効率性

（共同企業体として、認められない形態又は望ましくない形態）

問6 次の形態は、共同企業体として認められるのか。

- ① ペーパーJV（実際に施工にあたらぬ構成員がいる形態）
- ② 裏JV（単独企業として契約しながら、実際には複数の建設企業等からなるJVが請け負い共同施工する形態）
- ③ 建設企業等でないものを構成員とすること
- ④ 協力施工方式

【答】

- ①及び② 共同企業体のあるべき形態として認められません（建設業法で禁止されている一括下請に該当するおそれもあります。）
- ③ 建設業法への抵触又は構成員間の責任問題等から望ましくありません（構成員については、国の共同企業体準則においても、建設業の許可を有する者を想定しています）
- ④ 下請の一形態であり認められません

2 五島市建設関連業務委託共同企業体取扱要領に関すること

(第2 対象業務の範囲)

問7 共同企業体による業務は、どのように決定されますか。

【答】

五島市建設工事指名審査委員会において、発注業務ごとに内容を審査のうえ決定します。なお、第2において対象となる業務の基準を示していますが、発注業務ごとに業務規模、技術的難易度及び業務期間などを総合的に判断して決定するため、設計金額が1千万円以上の業務が、必ずしも共同企業体によるものとは限りません。

(第3 共同企業体の形態)

問8 市外業者においては、同種業務の請負実績を有する者とされていますが、次の請負実績は含まれますか。

- ① 五島市以外の公共機関や民間の発注業務等
- ② 共同企業体の構成員としての請負実績
- ③ 事業共同組合の組合員としての請負実績
- ④ 関連する工事の下請としての請負実績

【答】

①と②は請負実績に含まれます。③と④は請負実績とは認められません。

問9 構成員数を2者とした理由は何ですか。

【答】

共同企業体運用準則において、特定JVにおける構成員の数は「2ないし3社とする」と定められており、構成員の組み合わせについては、市外業者1社と市内業者1社の組み合わせを想定しているためです。

(第4 構成員の要件)

問10 共同企業体の構成員になるための条件はどのようなものですか。

【答】

構成員の資格要件は、実際の発注業務の規模や内容から判断し、入札公告において、構成員の参加要件を定めることとなります。

また、共同企業体運用準則においては、特定JVの構成員資格について次のとおり定めています。

「構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。

- ① 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。
- ② 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- ③ 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術を工事現場に専任で配置し得ること。」

なお、共同企業体運用準則は建設工事を想定したものでありますが、建設関連業務委託においても、当然に準ずるべきものであります。

(第5 技術者の配置要件)

問11 技術者の配置の考え方はどのようなものでしょうか。

【答】

問10にもあるとおり、共同企業体運用準則においては特定JVの構成員資格として「全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術を工事現場に専任で配置し得ること。」としているため、建設関連業務においても準用し、業務内容に応じた技術者要件を満たす必要があります。

第5においては、共同企業体による対象業務が、大規模な建設事業かつ高度な技術を要する業務であることが前提となるため、代表者及び構成員が、最低限配置すべき技術者数を要件として定めたものです。

なお、技術者等の職員の配置については、次の事項に留意し必要な職員数を配置する必要があります。

- ① 業務規模及び性格、出資割合等を勘案し、各構成員の適切な配置職員数を確保すること
- ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、派遣される職員はポストに応じ、経験及び資格等を勘案して決定すること
- ③ 特定の構成員に権限が集中することのないよう配慮すること
- ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること

問 1 2 構成員の配置技術者を専任とした理由はどのようなものでしょうか。

【答】

構成員（市内業者）の配置技術者を専任とした主な理由は次のとおり

- ① 問 10 にもあるとおり、建設工事における特定JVの構成員資格として「全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術を工事現場に専任で配置し得ること。」と規定しており、これに準じるため
- ② 共同企業体の事務所が、管理技術者の所在地である市外に設置された場合、共同企業体による業務の規模や離島である本市の地域性などを考慮し、業務の適切な共同施工を図るためには、構成員の技術者は専任である必要があると判断したため
- ③ 五島市要領の目的として、市内業者の技術向上や育成を掲げていることから、配置技術者の技術向上や実務経験を積むためには、専任で業務に従事する必要があると判断したため

よって、設計事務所の管理技術者として登録された者が、構成員の配置技術者を兼務することはできないものとします。

問 1 3 技術者の要件はどのようなものですか。

【答】

技術者の要件については、発注業務に応じて入札公告において定めることとなりますが、基本となる要件は次のとおりとします。

- ① 発注業務（分担業務）に応じた国家資格を有する者
- ② 入札参加申込書の提出期限日を含め連続して3か月以上専任で勤務する者（又は法人役員のうち常勤である者）
- ③ 配置技術者として、市が適切でない判断した者を除く

②については、五島市要領の目的として、市内業者の技術向上や経済的地位向上を掲げていることから、入札参加要件を満たすことだけを目的に、一時的に技術者を採用することが、市内業者の技術向上や雇用拡大に繋がらないことは明らかであり、建設工事の入札公告における監理技術者（主任技術者）の配置技術者に関する条件に準じて、一定の制限を設けています。

なお、継続雇用の確認のため、健康保険被保険者証の写しなどの一般社団法人長崎県建築士事務所協会が定める「管理建築士の専任に関する証明書類（別表5）」に準じた根拠資料の提出や必要に応じて勤務状況の調査を実施します。

(第6 出資割合)

問14 出資割合(比率)とはどのようなものですか。

【答】

出資比率とは、①共同企業体運営のための財産的基礎を構成員間でどのように分担するかを示す基準 ②当該工事等の施工より生じる利益の配分(あるいは損失の分担)の割合となるもので、各構成員の施工能力に応じて適切に設定する必要があります。

なお、共同企業体運用準則注解において、特定JVの構成員が2社の場合、出資比率の最小限度基準は30パーセント以上と定められています。

(第7 代表者の選定)

問15 共同企業体における代表構成員の役割はどのようなものですか。

【答】

(様式1)協定書第7条(代表者の権限)第1項において、「当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。」と規定されており、代表者は、共同企業体の対外関係を代理するほか、内部の業務執行についても共同企業体の財産を管理する権限を有しています。

また、共同企業体による業務の施工を円滑に行う上でも、代表者は主導的な役割を担うことになります。

(第8 共同企業体結成の方法)

問16 共同企業体はどのように結成するのでしょうか。

【答】

特定JVにおいては、発注者が当該業務の入札を公告することにより、共同企業体の結成が促されることとなり、共同企業体を結成し、準備委員会等を開催のうえ、共同企業体協定書の作成、業務請負金額の見積 事務所編成案の作成など、入札会に向けた準備や手続きを進めることとなります。

また、当該業務を落札した場合は、速やかに運営委員会を設置のうえ施工体制を整える必要があります。

(第9 共同企業体の届出)

問17 協定書のほかに提出する書類はどのようなものですか。

【答】

発注業務ごとに、入札公告又は業務委託仕様書において定めることとなりますが、共同企業体編成表(問28)などが必要となります。

(第10 資格審査)

問18 資格審査はどのように行われますか。

【答】

発注業務ごとに、入札公告において入札参加資格を定めることとなりますが、その審査の一部については、最低価格入札者(落札候補者)のみを対象に行う事後審査方式としています。

(第11 存続期間等)

問19 入札に参加したが落札できなかった場合、留意することはありますか。

【答】

(様式1)協定書第4条第2項にも定められているとおり、特定JVにおいては、当該業務を落札できなかった場合、共同企業体は解散することとされています。

(第12 共同企業体との契約等)

問20 共同企業体における契約書や委任状などの作成例、記載例はありますか。

【答】

五島市ホームページにおいて、お示しする予定です。

3 共同企業体の運営に関すること

(混合入札)

問 2 1 単体企業と特定 J V を対象とした混合入札は認められるのでしょうか。

【答】

平成 6 年 3 月の中央建設業審議会建議による共同企業体運用準則の改定により、認められています。

なお、特定 J V のみによる入札は、単体企業による施工が困難な特に大規模かつ技術的難易度の高い建設工事等に限定して実施し、それ以外の特定 J V が認められる建設工事等については、発注者の恣意を排除するとともに、競争性を高めるため、特定 J V のみによる施工の指定を行わず、当該建設工事等の施工能力を有する単体企業体の入札への参加を認め、単体企業と特定 J V との混合による入札を認めることとしています。

(共同企業体協定書)

問 2 2 共同企業体協定書とはどのようなものですか。

【答】

共同企業体の構成員間の権利義務等に関する基本的合意事項を定めたものです。また、共同企業体が契約を締結する際に契約書に添付することから、発注者に対する請負契約の内容の一部を構成するものであります。

五島市においては、(様式 1) 協定書を作成しておりますのでご確認下さい。

(出資割合の変更)

問 2 3 出資割合 (比率) は、契約締結後に変更することができますか。

【答】

合理的な必要性がある場合に限り、変更ができます。

なお、この場合の合理的な必要性とは、大幅に建設工事等の規模が変更になった場合又はある特殊な技術を要する施工部分のみが増大した場合、さらには構成員の一部が脱退した場合など、当初の出資割合を変更せずに施工することが適当でない状況にある場合に限られます。

(下請契約を締結する場合の業者決定手続き)

問 2 4 下請契約を締結する場合の下請業者の決定はどのように行えばよいのか。

【答】

共同企業体に設置される施工委員会、技術委員会及び運営委員会において、次の手順により決定します。

- ① 各構成員からの下請企業の推薦
- ② 推薦された企業の施工能力等の審査
- ③ 企業の選定（複数）
- ④ 入札（見積書の徴収）による下請企業の決定

ただし、建設工事等の仕様書において、下請業者に関する条件（市内業者優先など）が定められている場合は、特別な理由がない限り当該条件を優先することとなります。

(準備委員会)

問 2 5 共同企業体の結成から運営委員会の開催までの間、どのような準備が必要となりますか。

【答】

共同企業体の結成後は、速やかに（様式 1）協定書の作成と入札に向けての見積もり作業を開始しなければなりません。そのための組織として、準備委員会を設置して必要事項の協議を行うこととなります。

なお、準備委員会で協議決定される事項としては次のとおりです。

- ① 協定書の作成
- ② 入札金額の見積り
- ③ 規則等（案）の作成
- ④ 事務所（作業場所）の編成（案）の作成
- ⑤ その他協議を要する事項

(運営委員会)

問 2 6 運営委員会の位置づけと役割はどのようなものですか。

【答】

運営委員会の設置は、(様式1)協定書第9条において義務付けされており、その役割は、共同企業体における最高意思決定機関として、共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について意思決定を行うこととされています。なお、運営委員会の設置は、当該建設工事等の落札後に速やかに行う必要があります。

また、運営委員会の下部組織として、必要に応じて専門委員会(施工委員会、技術委員会など)を設置することとなりますが、専門委員会の設置の決定や規則等についても、運営委員会において決定することとなります。

(事務所の設置)

問27 共同企業体の事務所は五島市内に設置しなければなりませんか。

【答】

(様式1)協定書第3条に記載する事務所の所在地については、五島市内の設置を義務付けはしていません。

なお、事務所の所在地は、事務所長となる監理技術者(管理技術者)が、常時勤務する(勤務可能な)場所に設置することとなります。

(共同企業体編成表)

問28 共同企業体編成表は必ず作成しなければなりませんか。

【答】

必ず作成しなければなりません。共同企業体編成表は、発注者が共同企業体の建設工事等の施工を監督する場合において、提出を求めるもので、共同企業体の組織体制を明確にするためにも作成する必要があります。

(参考資料)

問29 共同企業体に関する資料はどのようなものがありますか。

【答】

国土交通省ホームページにおいて、建設工事に係る共同企業体制度(JV)に関する関係通知や準則が示されていますので、建設関連業務委託においても準用して下さい

い。また、参考図書も出版されておりますので参照願います。

○国土交通省JV制度のHPアドレス

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html)